

平成 21 年度 兵庫県環境審議会大気環境部会（第 1 回）会議録

日 時 平成 21 年 12 月 24 日（木）10:00～12:00

場 所 兵庫県農業共済会館 7 階大会議室

議 題 次期地球温暖化防止推進計画策定について

出席者	大気環境部長	山口 克人	委 員	石井 健一郎
	委 員	大久保 規子	委 員	岡田 奈良夫
	委 員	小林 悦夫	委 員	竹内 正道
	委 員	竹重 勲	委 員	西村 多嘉子
	委 員	羽田野 求	委 員	山中 弘光
	特別委員	北村 泰寿	特別委員	新澤 秀則
	特別委員	福永 征秀	特別委員	森山 正和
	特別委員	山村 充		

欠席者	委 員	岡田 眞美子	委 員	加茂 忍
	委 員	幡井 政子	特別委員	森 康男
	特別委員	山根 浩二		

欠 員 なし

説明のために出席した者の職氏名

環境担当部長	青山 善敬	環境管理局長	富岡 寛美
大気課長	鷲見 健二	大気課副課長	遠藤 英二
大気課副課長	秋山 和裕	大気課温暖化防止計画係長	足達 伸二郎
大気課温暖化防止推進係長	吉村 陽	その他関係職員	

会議の概要

開 会（10:00）

議事に先立ち、青山環境担当部長から挨拶がなされた。

遠藤副課長から委員 15 名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第 6 条第 5 項の審議会成立要件を満たしているとの報告がなされた。

兵庫県環境審議会傍聴要領の規定に基づき、傍聴（1 人）を許可した。

審議事項

・次期地球温暖化防止推進計画策定について

(1) 計画策定スケジュール

審議の参考とするため、計画策定スケジュールについて事務局（大気課温暖化防止計画係長）の説明を聴取した。（資料3）

(主な発言)

(羽田野委員)

内容に入る前に確認したいが、現行の地球温暖化防止推進計画策定時にも審議会に諮られ、議論がなされた上で6%削減という目標を含む計画が策定された。しかし、途中で、少なくとも大気環境部会には諮られずに、事務局において6%の内容に、京都メカニズム、森林吸収を含むものに変更された。審議会に諮られずに変更されると、審議会は何なのかという問題もあるので、次期計画を策定する上での今回の審議会の位置づけを示していただき、それを踏まえて議論を進めていくことが必要ではないか。

(大気課長)

諮問文の諮問理由にあるとおり、次期計画に定める削減目標、目標達成のための削減方策等の基本的事項について意見を求めるとさせていただいている。委員ご指摘のとおり、目標等の取扱を変更する場合は、審議会の意見を聞いた上で、変更等すべきだと考えている。

(羽田野委員)

今の説明では過去のことには触れていないが、過去に事例があるので、審議会の重みを当局側が踏まえていただかないといけない。いくら議論をしても実施段階は実施段階として進められると、大気環境部会の存在意義がなくなるので、そういう位置づけで進めていただきたい。

(2) 本県の温暖化防止施策

審議の参考とするため、本県の温暖化防止施策について事務局（大気課温暖化防止計画係長）の説明を聴取した。（資料5、6）

(主な発言)

(新澤委員)

初回の審議会では推計手法の審議は細かすぎだと思うので、あえて発言させていただくが、知事からの諮問は基本的事項とあるので、基本的事項として何があるのかということについて意見を述べたい。今回のコペンハーゲン合意は曖昧で、今後、国際的なルールがどんどん変わっていく可能性があり、国も新しい施策を打ち出し、どんどん状況が変わっていく可能性があり、それに対してどう対応するのかというのが基本的事項の一つであると思う。

それに加えてあえて申し上げると、自治体レベルで排出量の目標を掲げることを意味を考えねばならない。どの自治体でも同じだが、県全体の削減目標を掲げても、その目標を達成するための施策を整えることができないという状況で、排出量目標を掲げる妥当性について検討する必要がある。目標達成できる施策を同時に準備できるという目標を掲げるという考え方もあるのではないかと。現計画の策定にも関わったが、現計画の6%というのは、当時、何段階かあったうちのひとつが6%だった。兵庫県は産業部門の排出が大きいということから、国が6%だから県が6%ということには必ずしもならないが、その辺の議論が十分にできなかつたと思っている。目標を掲げ、同時にそれを実現するための施策を整える必要がある。勇気のいることだが、県全体の排出量目標を掲げていくのかどうかということの一つの大きな論点にすべきである。

(大気課温暖化防止計画係長)

国と県の役割分担を踏まえながら、目標を設定していく必要があると考えている。実現させるための施策については、削減ポテンシャルを踏まえながら、委員ご指摘のような議論を進めていく必要があると考えている。

(山口部会長)

状況は流動的であるが、新澤委員指摘のように、目標を決めればそれを実現する施策を決めるというのは当たり前であるので、そのように事務局は準備をしていただきたい。

(山中委員)

10年前に前回の計画策定があったということなので、どのように計画を策定したのかわかる資料がほしい。

(大気課温暖化防止計画係長)

策定経緯等について次回の審議会で資料を用意させていただきたい。

(小林委員)

10年前の計画策定時、局長をしていたが、当時は法定計画ではなく、行政が県民に「一緒にがんばろう」という意味で作った計画である。したがって、計画自身に政策的な裏付けをもって作ったものでない。「みんな一緒にがんばろう」という意味の計画なので、まずはその前提で議論いただきたい。

地球温暖化対策で都道府県ができること、また、責任をもたなければならないことは何かというと、国の法律の中にはどこにも書いていない。現行法では、県の実務の実行計画の中に推進計画を作ることになっており、それに対してどこまで義務を持つかわかっていない。

先ほど新澤委員からご指摘があったように、兵庫県は特に産業部門が多いが、国の温対法の改正で、事業所毎の目標を策定するのではなく、企業全体で、例えば、神戸製鋼が日本国内の事業所トータルでどこまで削減するかという方法になっており、この工場でこれだけ削減するというやり方ではない。例えば、兵庫県内の神戸製鋼の工場で削減しなくても他の県で削減してもよいという形になっている。そういう中で都道府県の役割は何なのかというのが大変疑問で、他の県では産業部門の目標を設定しない県も出てきている。その点も踏まえて議論していただきたい。

(竹内委員)

京都議定書第1約束期間に、環境省あるいは経産省といろいろ議論しながら鉄鋼部門は排出権を買ってでも9%減らす約束のもと対策を進めてきている。一方、兵庫県、神戸市からも事業所単位で、減らすよう指導がある。国との約束を守るため、排出権購入等の経費がかかっている中、都道府県別、事業所別に減らすというのは二重、三重の足かせとなっていて、企業としては、苦しく余裕のない条件を突きつけられている。ポスト京都では、産業系は国の方針に従って対策を行い、都道府県では、特色を活かして、民生家庭、業務、あるいは家庭の自動車を含む運輸系をどうするかということを出してやったほうがいいと考えている。

(大気課長)

温暖化対策の基本的枠組の中で国と県の役割が不明確であるという点は、小林委員ご指摘のとおりであるので、国に対して、国と地方の役割分担について明確にするように求めている。鳩山首相が2.5%削減という目標を国際的に表明されたところであるが、その内訳について何も明確にされていないので、そのあたりも明らかにするように求めている。その上で、県として何ができるのか、県としてのどのような目標になり得るのかということがこの審議会で議論されると思っている。私どもで方向性等はまだ白紙状態であるので、来年度中に策定をする中で、いろんな議論をして決定していければと思っている。

(大久保委員)

国と地方の役割分担については、国がどのように考えて目標設定したのかということも大事だが、地方が主体的にどういうことができるのかということを出していく、「ここはみんなやってください」ということを自治体の側から積極的に打ち出していくということも必要だと思うので、国だけに明らかにさせるのではなく、むしろ地域の積み上げの中で、地域として何ができるのかという観点から自治体としては考えていくという側面が必要だと思う。

自治体ができることについては、各自治体がいろいろな検討をして苦労しているところだが、改正により新たに入った部分では、都市計画、土地利用系の対策を打って、面的に対策をして減らしていくということが一つの大きな施策として考えられている。市町村による部分も大きいですが、地方分権で国から下りてきている権限が多い部分であるので、そのような部分について重点的に検討していくことが必要だと考えている。

(竹内委員)

大久保委員がおっしゃられた地域から積み上げていって目標を立てるやり方と国の2.5%の削減方法の中身が決まってから兵庫県として何をしていくかと二通りの決め方があると思うが、それによってスケジュール感が変わってくると思う。COP15がうまくいかなかったのが、COP16で決めるとなると、国別の目標、産業別の目標等が決まるのが1年以上先になると思うが、それに左右されずこのスケジュールで兵庫県として積み上げで目標を立てていくのか、それとも国の目標如何によってスケジュール感が変わるのかどうか知りたい。

(環境担当部長)

国の制度的なものが決まっていないというのは竹内委員ご指摘のとおりであるが、23年度以降を県の計画の空白期間にするわけにはいかないというのも事実であり、何らかの目標を立てることが必要である。1月31日には国の目標値がきっと出てくるだろうが、そのうち森林吸収等のウェイトがどうなるかというのは国際的な問題なのでわからないという問題がある。キャップ&トレードでどのように企業にキャップがかかってくるかということでかなり取扱が変わると思うが、そうした前提をおいても、明確な数値目標になるかどうかということはまだ議論のあるところだと思うが、何らかの目標を立てて県民全体として削減していこうということになると思う。国の制度ができていないということもあるが、条例でいろいろな企業から排出抑制計画を提出いただいており、そのような積み上げもあるので、ある程度ベースとして10年前と違った積み上げもある。その中で地元の企業として努力していただけるのではないかと要請していくことも重要だと思っている。特に地元の大企業は、地域に生きている企業として模範を示していただくことも住民の行動につながっていく部分もあるので、そのようなことも踏まえ幅広くご議論いただければと思う。ただ、国の制度を常に意識しながら進めていただきたいと思いますし、我々もできるだけ情報提供しながら議論を深めていっていただきたいと思う。

(羽田野委員)

上からの計画、目標づくりと足下から地域主権という意味合いも含めた地域重視の計画策定の仕方と二つの方法があり、それぞれ意味があり、両方が相まった中で議論が動くと思う。この環境審議会大気環境部会としての考え方をどこに足場を置くかという問題だと思う。この後に2010年度、2020年度の推計の議論があるが、推計の出し方も足場の置き方によって全然変わってくると思う。というのは、全体でこうなったからこうなるという話だけなのか、地域重視という視点から言えば、地域でやれる分野についてはこう出す、国全体では枠組みの中ではこうだという推計を出していただかないと次の議論に発展しないと思う。その辺も次の議論で押さえながらやっていく必要があると思う。

(岡田奈良夫委員)

竹内委員は、商工会議所ということで大企業を含めた主に都市部の事業所の支援にあたっているのに対し、商工会連合会は、地方の小規模零細事業者の商工会の連合である。小林委員から発言があったと思うが、10年前に県民こぞって地球温暖化問題にみんなががんばって目標を掲げて努力しようと言ってスタートしたもので理解はできるし、我々も県民として取り組んでいくべきだと思う。ただ、当会に所属の企業は、20名以下の事業所で、正直に申し上げて、環境にどの程度負荷を与えているかということについて、十分な制御ができておらず、日常的、組織的に環境に対応を考えていくということに手が打てていないのが実状である。ただ、地域に住む企業、住民として、県民こぞっているんな取組をしていく、こういう中であって我々の組織も積極的にそのような取組に関わって行ってできるだけ努力をしていくということについては、みんなきちんとした認識を持っていると思いますし、我々の役割は全うしていかなければならないと考

えている。そのようなこともご配慮いただき議論していただきたい。

(3) 国等の温暖化防止に向けた動向

審議の参考とするため、国等の温暖化防止に向けた動向について事務局（大気課温暖化防止計画係長）の説明を聴取した。（資料 6、7、8）

（ 特に発言なし ）

(4) 2010 年度（現計画の目標年度）の温室効果ガス排出量予測方法

審議の参考とするため、2010 年度（現計画の目標年度）の温室効果ガス排出量予測方法について事務局（大気課温暖化防止計画係長）の説明を聴取した。（資料 9）

（ 主な発言 ）

（小林委員）

質問が何点がある。

1 点目は、今回示されている予測方法で過去の排出量を推計した場合、実績値と整合するか確認したほうがよいので、ぜひそれをやってほしい。そうしないと推計がっているのかわからない。

2 点目は、これは文章の説明不足だと思うが、2 ページ目の活動量の説明の表現がおかしいと思う。「事業所の温室効果ガス排出量の算定に用いている『製造品出荷額』を活動量とした。」というのは意味がわからないので、文章としては「事業所の温室効果ガス排出量の算定に必要な活動量として物価変動を補正した『製造品出荷額』を使用する。」としないとおかしい。つまり、説明する内容と原単位とが逆転している。これは書き直しをお願いする。

3 点目は、条例対象事業所と条例対象“外”事業所の産業部門の算定方法の説明が、2 ページの四角の中に書いてあるが、製造品出荷額を計算する段階で産業部門の条例対象事業所の製造品出荷額をどうやって除外するのか説明が全く書かれていない。つまり製造品出荷額は、条例対象も対象外も含めて出てくるわけで、そこから条例対象外の出荷額をどうやって計算するかが書かれていない。

4 点目は、6 ページの民生のところであるが、灯油消費量の計算方法しか示されておらず、都市ガス等の供給の予測、その計算をどうするか説明が書かれていない。これも説明いただいて資料を直していただいたほうがよいと思う。

5 点目は、各項目とも最初に活動量の設定の表、数式が書かれているが、ここではなく、各部門の 2010 年の温室効果ガス排出量の予測のところに説明を書くべきである。その部分で排出量を予測するにあたって、各々の活動量を使ってどのように計算するか計算式、説明を書かないと意味がないと思う。こういうこと、こういうことと書かれているだけで、具体的な方法が書かれていない。

最後は、その他ガスは、全国のトレンドを使って将来推計を出すと書いてあるが、こ

の手法であれば、将来予測をする段階で兵庫県としての削減努力の特徴を加味するとき、どうやって加味していくのか、全国値を使うとできないと思う。兵庫県の特徴を入れていくような評価をしなければいけないと思う。

(大気課長)

1点目の過去の結果との整合については、今、2006年度まで推計しているが、その結果との整合について検討したい。

2点目の文章は、委員指摘のとおりであるので修正する。

3点目の条例対象の条例対象“外”事業所の出荷額は、条例対象事業に出荷額を報告いただき、県の統計値から引いた値を用いて計算をしている。2010年度の予測については、条例対象も対象外も含めて業種毎の予測をしたい。ただし、大規模事業所については、別途、アンケートを行っており、今後、ヒアリングすることも検討したい。

4点目の民生部門の予測は、関西電力、大阪ガスが2010年度の供給の予測を立てているので、それを用いていきたい。

5点目については、ご指摘のように修正する。

最後の全国値からの推計の件は、今のところ県独自の推計ができておらず、全国値の値から県の値を推計しているので、ひとまずはこの形しかできないと思っているが、委員ご指摘のとおり、県独自の対策が反映できるような推計についても検討したいと考えている。

(小林委員)

国では、産業系について自主行動計画の事業所別の排出量を合算した値とその区域の原単位計算でやった活動量から事業所の排出量を計算した場合、合うのだろうかという問題が生じている。逆転するおそれがある。特に今後、キャップ&トレードで各事業所の排出量が出てきた場合、これは合うのかという問題が出てくる。つまり、インベントリデータで世界に日本のデータを出しているわけで、これと今度の法改正で出してもらう事業所のデータと合わないおそれがあると大きな議論になっているので、そのことは念頭においていただいたほうがよいと思う。

(新澤委員)

シンク、森林吸収等のデータはあるのか。

(大気課副課長)

今のところシンクについて具体的なデータは持ち合わせていないが、国の次期の目標の中で、地方への割当など形が見えてくれば、データとしてお示しできるようになってくるのではないかと思う。林務課とも協議していく。

(小林委員)

県の説明に補足をすると、カーボンオフセットクレジットの委員会が国で動いており、その中では森林吸収源の計算式が検討されており、それに基づいて計算すれば、兵庫県の間伐等手入れしている森林、手入れしていない森林の比率によって吸収量の計算はできると思う。

(竹重委員)

巷では、2007年度の排出量は微増となり、2008年度は大きく減ったということで、経

済の状況で大きく上がったり、下がったりしており、実際努力でどれだけ減ったのかわからないという疑問がある。県のデータは2006年度までしかないが、2007年度、2008年度は、国と比べてどうなっているかという議論はしなければならない。

市町のレベルでは、温室効果ガスの排出量がどれくらいかと聞いても答えが返ってこない。国の法律でそのようなことが決まっていないということである。市町の排出量はどうなっているのか。

(大気課長)

できればなるべく早いうちに2007年度データと、2008年度についても速報データを出せればと思っている。

市町の排出量については、温対法の改正により特例市以上、県内では、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市、加古川市、宝塚市の7市については、実行計画の中で区域の計画を作ることとなっているので、その中で排出量データも計算することとなっている。

(竹内委員)

資料によると、家庭部門は世帯数の伸びなどでCO₂排出量予測がされている。産業部門では、兵庫県は企業誘致においても全国ナンバー1ということで、毎年、企業が増えている。産業部門の予測は、新しく進出される企業によるCO₂増加分と、すでに地域で生産活動している企業が努力して削減した分が合算されて予測されているのではないかと。もし一緒にしているなら分けていただかないと、単純に新規で増えた分と今まで企業の努力で減った分が一緒になってしまったら、努力代が全然わからなくなってしまっているので、できるなら分けて表現していただきたい。

(大気課長)

新規分を分けるとすると、例えば、企業が廃止した場合の削減分はどうするかという問題が出てくる。今回の予測については、新規の取扱についてどうするかということは言及していないが、全体の排出量がどうなったかという中で若干の説明ができるかもしれない。次期の計画の中には、全国展開している企業が兵庫県に事業を集約して対策を取った場合、どういう取扱をするか、検討が必要だと思っている。

(羽田野委員)

地域の施策での削減分、国の施策での削減分と今後、計画を作る上でできる限り分けるべき。国にやってもらわないといけないことが実際問題かなりウェイトを占めていると思うが、逆に地域でなければできないこともかなりある。地域で取り組んで削減できる部分というものを明確にする意味で、2010年度の推計、2020年度の推計共にだが、例えば産業部門でいうと、条例対象事業所は1,500k ℓ という線を引いて条例対象としており、それ以外の条例対象外事業所の排出量の部分と分けて推計を出せるのであればしていただきたい。でなければ、次の議論の中で具体論が出てこないと思う。産業部門を一つの例にとったが、それ以外のものでも、国のレベルでしか対処できないものという政策目的を加味して推計を出していただきたい。

(大気課副課長)

条例対象事業所については、現計画の目標年度である2010年度の目標値を提出してい

ただいているので、ある程度の子測はできると考えている。条例対象とならない1,500kℓ未満の事業所で、大気汚染防止法のボイラー等燃焼設備を置いている中規模の事業所は、要綱で実績報告及び目標年度の見込みを出していただいている。こちらについては行政指導という形になり、かなりの事業所に提出いただいているが、数値にばらつきがあり、そのまま集計するというわけにはいかず、かなりの精査をする必要があり、今後の課題である。

(5) 2020年度の現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量予測方法

審議の参考とするため、2020年度の現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量予測方法について事務局(大気課温暖化防止計画係長)の説明を聴取した。(資料10)

(主な発言)

(山村委員)

2010年度の子推計は、基準年の子測であり、新たな政策を加えることによって、これだけ下げられることを評価しようということだと思ふ。2010年度が基準年になるという考え方か。

(大気課長)

2010年度は現計画の最終年度であり、2010年度に基準年度である1990年度から6%減という目標が掲げられている。資料5の現状と課題の右側に矢印が入っている部分に2010年度見込みということで、1990年度比11.7%削減という見込みを出している。これは、森林吸収や京都クレジットを含む数値で、真水では6.3%削減と2年前に見込みを立て、これを今目標として、それに対してどうなるかということ説明申し上げてきた方法で推計する。今回、2020年度というのは、次期計画の中で、まだ目標年度は決まっていらないが、国でもCOPでも2020年の議論がされているので、2020年度が目標になり得るだろうということで、このまま伸びたらどうなるか子測の方法について今説明を申し上げた。今後、対策をしていく中でどれだけ下げられるかという検討を行ってまいりたい。

(新澤委員)

今、説明いただいたものは現状趨勢ケースということで、対策の効果も同じモデルで子測されると思ふが、例えば、国が行っている固定価格買取制度の効果や県独自施策の効果がこれで推計できるかどうか。少し関心を持ったのは、都市計画的なもので、運輸で原単位、燃費改善だけでなく、トリップそのものを抑止する方向の施策を加味できるのか、計画の内容次第で効果を追求する方法を取れるのか。

(大気課長)

対策効果については、今、単純将来推計方法を説明させていただいた方法に応じていくのか、対策によって2020年度までにどれだけ削減できるのかという対策効果を足していくのかについてはご議論願った上で評価をしていきたい。

(山口部会長)

経済情勢等不透明な部分はあるが、次回に推計結果を報告いただきたい。

本日はこれにて議事を終了する。

閉 会 (1 2 : 0 0)